

地域の農業について

ともに考えていきましょう 第2回

～市では地区ごとに「人・農地プラン」を作成しました～

全国的に担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題がある今の農業。この「人と農地の問題」を解決していくため、国の新たな支援が始まりました。それぞれの地域で、人と農地の未来について考えていきましょう。

■地域ごとに「人・農地プラン」を作成しました

このような「人と農地」に関する問題解決のため、今年度より全国的に「人・農地プラン」の策定が進められています。人・農地プランとは、農業を営む集落・地域が抱える「人の農地の問題」を解決するため、集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）や、中心となる経営体への農地の集め方、地域農業のあり方などについて作成する計画のことです。

市では、市内を10の地区に分け、7月～8月に地区ごとに集落座談会を開催しました。この結果を受け、9月に市内10地区の「人・農地プラン」を作成しましたが、この内容は今後、随時更新し、充実させていきたいと考えています。



「人・農地プラン」は
田沼庁舎本館2階の
農政課で閲覧できます

■佐野市内各地区の「人・農地プラン」の概要(平成24年9月現在)

地区名	中心 経営体数	中心以外 の経営体数	今後の取組事項
佐野	0	0	新規就農促進
植野	7	0	複合化、新規就農促進
界	0	1	複合化、新規就農促進
犬伏	1	0	複合化、高付加価値化など
堀米	1	0	複合化、新規就農促進
旗川	8	2	複合化、新規就農促進
赤見	2	0	新規就農促進
吾妻	8	0	複合化、高付加価値化など
田沼	7	2	複合化、高付加価値化など
葛生	1	3	複合化、高付加価値化など

■国内の新規就農の現状について～農業を支える若い担い手が求められています～

農業は、人々の命を支える食べ物を生産する重要な仕事です。我が国では農業の担い手が年々減少し、高齢化が進み、耕作放棄地も増え、食料自給率は4割と先進国の中でも特に低い水準です。そうした中で、農業の再生を図り、大切な食料生産を支えていくために、将来の農業を支える若い担い手が求められています。

近年の新規就農者のうち、40歳未満の若い世代は、毎年1.3万人から1.5万人となっています。農家出身ではない人が、自ら独立して農業を始めた、農業法人に就職する形で農業の仕事に就くケースもあります。一方で、生計のめどが立たないなどの理由により、約3割の人が就農後に離農して、およそ1万人程度の人しか農業に定着していません。そのため、農林水産省では、新たに農業を始めようとする方々が、就農時の「所得の確保」や「技術の習得」に関する悩みや不安を解消し、安心して農業を始めることができるよう、平成24年4月から、総合的な支援策を創設しました。次頁の青年就農給付金は、このような施策の中に位置付けられています。

人・農地プラン

集落・地域における話し合いによって

また、一旦プランを決めても

- 今後の中心経営体はどこか
- 中心経営体にどうやって農地を集めるか
- 中心経営体とそれ以外の農業者（兼業・自給的農家）を含めた地域農業のあり方

などを決めます。プランは必要な部分から始めて、順次拡大できます。

- 新規就農者が新たに出たとき
- 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となる時
- 引退を決意して、農地集積協力金をもらおうとする時

などは、見直すことができます。

人・農地プランへの位置づけが必要なもの

新規就農者への支援

青年就農給付金（経営開始型）

独立・自営農業を始めてから間もない時期に給付金を給付します。

給付額：150万円/年（最長5年間）

○給付を受けるための主な要件

- ・ 就農時の年齢が原則45歳未満で、独立・自営就農（農地・機械等を自ら所有・貸借し、出荷・取引や経営収支も本人名義など）
- ・ 就農後の総所得が250万円未満
- ・ 生活保護などの国の生活費給付を受けていない など

※独立しない親元就農は対象外（ただし、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、就農5年以内に経営継承する場合は対象）

農地集積への支援

(1) 出し手に対する支援（農地集積協力金）

農地を出すこと（利用権設定など）への踏み切りを支援します。

① 経営転換協力金

【貸付等の面積】	【交付単価】
0.5ha以下	：30万円/戸
0.5ha超2ha以下	：50万円/戸
2ha超	：70万円/戸

- ・ 交付対象者は、農業者戸別所得補償制度の加入者である必要があります。
- ・ 交付対象者は佐野市農業公社などへの10年以上の白紙委任が必要です。
- ・ 交付単価は市町村への交付単価です。

② 分散錯圖解消協力金

【交付単価】 5千円/10a

(2) 受け手に対する支援（規模拡大加算）

規模拡大加算

【交付単価】 2万円/10a

【面的集積要件の見直し】
「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大加算の面的集積要件が緩和されます。

中心経営体などへの支援

スーパーL資金の金利負担軽減

スーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

【対象者】 認定農業者

【借入限度額】 個人：1.5億円 法人：5億円

【償還期限】 25年以内（うち据置期間10年以内）

経営体育成支援事業

地域の中心経営体などに対し、農業用機械などの導入を支援します。

【補助率】 融資残額（3/10上限）

※例年2月～3月に要望調査があります（詳細未定）。希望される方は早めにご相談ください

支援を希望する方、また以下に該当する方は、ぜひご相談ください。

- ①これから農業を始めようと思っている方
- ②平成20年4月以降に45歳未満で独立・自営就農を開始した方
- ③地域の中心担い手として農地を集積し、規模を拡大していきたい方
- ④規模縮小や離農を考慮しており、農地を貸し出したい方

農政課・佐野市農業再生協議会 田沼町974-1（田沼庁舎本館2階） ☎（61）1162